

地域を応援するマンスリー・レター

平成27年7月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成27年6月19日号（第76号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	7月号の内容
北海道経済産業局 <P3～>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の2次公募を開始しました【新規】 ●平成27年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の2次公募を開始しました【新規】 ●新事業展開実現可能性調査事業の2次公募を開始しました【新規】 ～市場調査、事業計画作成、技術評価、特許調査、規制・認証の調査等に要する経費を助成します～
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道) <P6～>	●中小企業大学校旭川校 7月開講講座のご案内
北海道開発局 <P8～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「HOP1サービス」利用者募集のご案内～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～ ●「海外おみやげ宅配便」のご案内～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？～ ●「HOP1 ECサイト」のご案内～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～ ●公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～
北海道運輸局 <P11～>	<ul style="list-style-type: none"> ●免税店（輸出物品販売場）許可申請はお早めに ●10月1日から改正『外国人旅行者向け消費税免税制度』がスタートしました
北海道労働局 <P13～>	<ul style="list-style-type: none"> ●特定求職者雇用開発助成金のご案内 ●地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について ●キャリアアップ助成金のご案内 ●キャリア形成促進助成金のご案内 ●企業内人材育成推進助成金のご案内 ●職場定着支援助成金のご案内 ●労働移動支援助成金の拡充について ●業務改善助成金のご案内について ●北海道最低賃金のお知らせ
(公財)北海道中小企業総合支援センター <P24～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道よろず支援拠点」について ●「小規模企業者等設備貸与事業」について ●「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について
北海道経済部 経済企画室 <P26～>	●「道の表彰・認定企業等を応援する」展示コーナーの開設について

	食関連産業室 ＜P27～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●「マーケティングアドバイザー」について ●どさんこプラザ・テスト販売品（第3四半期分）の募集について ●食クラスター活動について ●「食の磨き上げ職人」について ●「あじ研北海道」について
	観光局 ＜P30～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について ●「北海道プレミアム旅行券」事業説明会のご案内【新規】
	中小企業課 ＜P32～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●地域中小企業経営力向上支援事業のご案内 ●「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内 ～「電気コスト対策セミナー・個別相談会」の開催について～ ●コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 ●人手不足に対応する融資制度のご案内 ●「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内 ●耐震診断・改修に対応する融資制度のご案内 ●勤労者福祉資金のご案内 ●「中小企業 後継者対策支援事業」のご案内 ～「中小企業経営改善セミナー」の開催について～
	国際経済室 ＜P38＞	<ul style="list-style-type: none"> ●2015年度米国食品安全強化法セミナーのご案内【新規】 ～米国食品安全強化法入門～
	科学技術振興室 ＜P39～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の受賞候補者の推薦について【新規】 ●北大ビジネス・スプリングのご紹介について（入居者募集中）【新規】 ●平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集について【新規】
	雇用労政課 ＜P41～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について ●戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内 ●労働相談のご案内 ●「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています ●「両立支援促進・就業環境アドバイザー」の派遣について【新規】
	人材育成課 ＜P44～＞	<ul style="list-style-type: none"> ●「自動車関連産業人材育成事業」について ●能力開発セミナー（7-8月開講予定）のご案内
北海道環境生活部	環境推進課 ＜P45＞	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！ 【新規】

平成 27 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の 2 次公募を 開始しました 【新規】(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 27 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の 2 次公募を開始しましたので、お知らせします。

◆事業概要

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

【補助の対象】

下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号。）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した（以下「閉鎖等」という。）又は申請の日以降 1 年以内（親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内）に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野（進出先）の事業に係る、売上高（又は売上総利益の額）、有形固定資産（土地を除く。）の額、又は従業員数のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

【補助対象経費】

事業費、販路開拓費、試作・開発費

【補助率等】

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 500 万円（交付決定下限額：100 万円）

【公募期間】

平成 27 年 5 月 29 日（金）～平成 27 年 7 月 13 日（月）17:00 必着

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2575、2579）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

※公募要領等は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20150602/index.htm>

平成 27 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の 2 次公募を開始しました 【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 27 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の 2 次公募を開始しましたので、お知らせします。

◆事業概要

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

【補助の対象】

下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号。）第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合）であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した（以下「閉鎖等」という。）又は申請の日以降 1 年以内（親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内）に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野（進出先）の事業に係る、売上高（又は売上総利益の額）、有形固定資産（土地を除く。）の額、又は従業員数のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

【補助対象経費】

事業費、販路開拓費、試作・開発費

【補助率等】

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額：1 件あたり 500 万円（交付決定下限額：100 万円）

【公募期間】

平成 27 年 5 月 29 日（金）～平成 27 年 7 月 13 日（月）17:00 必着

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2575、2579）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

※公募要領等は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20150602_2/index.htm

新事業展開実現可能性調査事業の2次公募を開始しました ～市場調査、事業計画作成、技術評価、特許調査、規制・認証の調査等に要 する経費を助成します～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成26年度補正 地域イノベーション協創プログラム補助金（新事業展開実現可能性調査事業）の2次公募を開始しましたので、お知らせします。

本補助金は、地域の産業集積の中核となる中堅・中小企業が新事業を展開する際、外部専門機関等へ依頼して行う実現可能性に関する調査（市場調査、事業計画作成、技術評価、特許調査、規制・認証の調査等）に対する経費の一部を補助するものです。

◆事業概要

【補助事業者】

以下の要件を全て満たし、補助事業を責任を持って実施することができる者、又は以下の要件を全て満たし、補助事業を責任を持って実施することができる者で組織された共同体とします。

1. 日本登記法人で、法人格を有している企業であること。
2. 委託する外部専門機関等へ、調査内容や経理処理等に関する指示を適切に行い、関係書類を適切に保管する体制が取れていること。
3. 地域の産業集積に根ざし、地域内の周辺企業から調達した部材を用いて製品等を生産し、地域外の需要者に製品等を販売する者、又はその計画を有する者。
4. 本事業における「新事業展開」とは
新商品の生産・販売又は新たな市場の開拓（新分野における販路開拓又は海外展開）をいいます。

（例）農業機械分野の製造技術を自動車部品など他分野へ展開
国内で販売している食品・化粧品等を他国の市場へ展開

【補助率、補助金額】

補助率：1/2 以内

補助金額：100万円～1,500万円

【補助事業の実施予定期間】

交付決定日～平成28年3月31日

【公募期間】

平成27年6月12日（金）～7月24日（金）12:00

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL：011-709-2311（内線2587, 2588）

FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

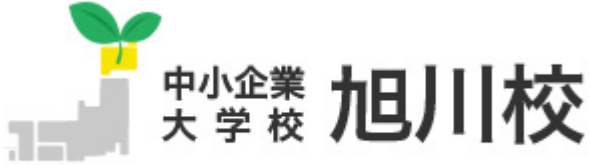
※公募要領等は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/_20150612/index.htm

中小企業大学校旭川校 7月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)



中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成27年7月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No. 10 経営に活かす財務講座・決算書の見方編

キャンセル待ち

経営数字を読み取る力は職種を問わず必須のスキルです。この研修では、財務・経理部門の経験が少ない方を対象に、財務諸表の仕組み・見方について基本から学んで頂き、日々の業務に活かせる財務の基本知識を習得して頂きます。

このような方におすすめです
・財務諸表から会社の現状や課題を読み取る力をつけたい方。

- ◆実施期間 7月1日(水)～3日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士 三浦淳一氏
- ◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090493.html>

No. 11 管理者養成講座・実践編

残席わずか

～明日から実践!現場のマネジメントを向上させる行動改革～

豊富な事例や演習、グループディスカッションを通じて、管理者・リーダーとしての役割を理解し、その役割を実践できるようになることを目的とした研修です。

このような方におすすめです
・管理者・リーダーとしての意識改革と行動改革を図りたい方。

- ◆実施期間 7月21日(火)～24日(金)
- ◆研修時間 4日間(27時間)

- ◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）
- ◆受講料 38,000 円（税込）
- ◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田邦雄氏
K I D Oライフデザイン研究所 代表 城戸和子氏
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090494.html>

No. 12 5Sから取り組む現場改善・実践編
～ 現場が支える中小企業のための、現場改善を定着させる行動改革 ～

今や、製造業はもちろんのこと、建設業、運送業など作業場を持つ企業にとって現場改善活動は不可欠です。この研修では、豊富な事例や演習、グループディスカッションを通じて、自社の現状に対応した現場改善を実践できるようになることを目的とします。

- *このような方におすすめです*
- ・自社の現状に対応した現場改善を実践したい方。

- ◆実施期間 7月27日（月）～29日（水）
- ◆研修時間 3日間（21時間）
- ◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）
- ◆受講料 31,000 円（税込）
- ◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田忠直氏
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090495.html>

No. 301 経営管理者養成コース（第3期）

本研修では、戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることをねらいとした実践的な知識・手法を学びます。

- 実施期間 2015年7月8日（水）～2016年1月22日（金）
※7ヶ月間のインターバル研修となっております。
- 研修時間 3日×6回、4日×1回 全22日間（180時間）
- 対象者 経営幹部、後継者、管理者（候補者）
- 受講料 293,000 円（税込）
- カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090589.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。詳細は、中小企業大学校旭川校（TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190）までお問い合わせ下さい。中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

「HOP1サービス」利用者募集のご案内

～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、台湾・香港・シンガポール・マレーシア向けに、北海道のどこからでも冷蔵・冷凍の状態で、お荷物1箱単位から配送できる「HOP1サービス」の拡充に取り組んでおります。

現在、本サービスをご利用される方を幅広く募集しておりますので、お申込みを是非ご検討ください。

- ◆事業概要
 - ・冷蔵、冷凍食品等をお荷物1箱単位から航空便を利用して、週1回配送します。
 - ・面倒な通関手続き、輸送保険・PL保険の付保、産地証明書の取得手続き、現地での代金回収や督促業務(1回まで)等を、HOP事務局が代行しますので、簡単に輸出することができます。

- ◆対象者
 - ・台湾、香港、シンガポール、マレーシア向けに、主に食品等の配送を検討されている方。
- ◆輸送費等
 - ・HOP1サービス輸送費(税抜き)

香港、台湾	5kg以内…5,000円	10kg以内…7,000円	15kg以内…9,000円
シンガポール、マレーシア	5kg以内…9,000円	10kg以内…12,000円	15kg以内…15,000円
 - ※箱のサイズは、5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、15kg以内は縦+横+高さ=120cm以内
 - ・HOP1サービス手数料(税抜き)
 - 現地販売価格の9%(代金回収代行が必要な場合)を頂戴します。
 - ※代金回収代行サービスが不要の場合は、上記の代わりに2,000円を頂戴します。
 - ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+HOP1サービス利用料金)×30%が必要となります。
 - ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+HOP1サービス利用料金)×7%が必要となります。
 - ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。

- ◆発送時期
 - ・毎週火曜日集荷、最短で木曜日に現地到着。
- ◆申込締切
 - ・集荷日の10営業日前まで。
- ◆申込方法
 - ・下記の北海道開発局ホームページから申込用紙をダウンロードし、FAX又はメールでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html
- ◆照会先
 - ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当: 富岡、藪田)

「海外おみやげ宅配便」のご案内 ～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP 1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を、「HOP 1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金（税抜き）
香港、台湾 5kg 以内・・・7,000 円 10kg 以内・・・ 9,000 円 15kg 以内・・・ 11,000 円
シンガポール、マレーシア
5kg 以内・・・11,000 円 10kg 以内・・・14,000 円 15kg 以内・・・ 17,000 円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
- ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
- ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
- ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で木曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。
「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：富岡、藪田)

「HOP 1 ECサイト」のご案内 ～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設します（稼働は6月下旬を予定）。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト（無料）とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・ 「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・ 掲載初期手数料 5,000円
・ 月額手数料 2,000円
・ 販売手数料（販売の都度、販売価格の9%）
※以下はオプションです。
 - ・ 商品撮影1カット 3,000円～
 - ・ 原稿翻訳 400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・ HOP事務局にご連絡ください（TEL 011-896-0543）。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、藪田）

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか ～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～ (北海道開発局)

北海道開発局では、地域経済や国民生活にとって必要不可欠な公共施設の役割について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成25年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成27年9月以降に、「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社を先着順で募集しています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

- ◆事業概要 旅行会社の皆さまに、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画していただきます。施設見学の際には、施設の概要や役割などについて、北海道開発局の職員が無償でご案内・ご説明します。
- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、舞鶴遊水地（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、覚生川1号砂防堰堤（苫小牧市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、追直漁港沖合人工島（室蘭市）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道5号赤松街道（七飯町）

《道北地区》

金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道40号旭橋（旭川市）、富良野盆地地区（中富良野町）、東浦漁港衛生管理型施設（稚内市）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、釧路湿原幌呂地区湿原再生（鶴居村）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道273号三国峠（上士幌町）、国道274号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆照会先 平成27年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

（北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL（011）709-2311（内線5477））

免税店（輸出物品販売場）許可申請はお早めに

（北海道運輸局）

北海道運輸局では、10月1日の免税制度の改正に向けて、道内各地で説明会を開催する等、周知を行って参りましたが、いよいよ改正日が来月に迫っております。

改めて、物産館、物産センター、アンテナショップ等に、免税店（輸出物品販売場）許可申請について、ご検討いただきますよう周知をお願いします。

免税店（輸出物品販売場）制度の改正に伴い、10月1日より、すべての品目が免税対象となります。

※非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は対象外

※消耗品は、定められた方法により包装を行う必要あり

新たに免税店を経営するには、販売場（店舗）ごとに申請者の納税地を所轄する税務署へ輸出物品販売場許可申請書を提出し、許可を受ける必要があります。

税務署が行う許可手続きは、審査に一定期間を要しますので、時間的余裕を持って申請するようにしてください。

なお、輸出物品販売場許可申請書の提出に当たっては、以下の参考書類を添付していただきますようご協力をお願いします。

【参考書類】

- ① 許可を受けようとする販売場（店舗）の見取り図
- ② 販売場（店舗）の免税販売マニュアル
- ③ 申請者の事業内容が確認できるもの（会社案内、HP掲載情報等）
- ④ 許可を受けようとする販売場（店舗）の主な取扱商品が確認できるもの

詳細は、北海道運輸局消費税免税制度特設ページをご覧ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/tax-free/index.html>

10月1日から改正「外国人旅行者向け消費税免税制度」 がスタートしました（北海道運輸局）

昨年、訪日外国人旅行者数は1000万人を越え、北海道でも史上初めて100万人を突破しました。人口減少が深刻化する中、消費拡大、経済活性化に欠かせない存在となっている外国人旅行者彼らが日本に訪れる大きな理由……それが、ショッピング

平成25年、外国人旅行者がショッピングで使ったその額、なんと4,632億円。

その中でも、各地の名産品が多い菓子類や食料品、お酒などの消耗品を、多く購入していることが分かっています。

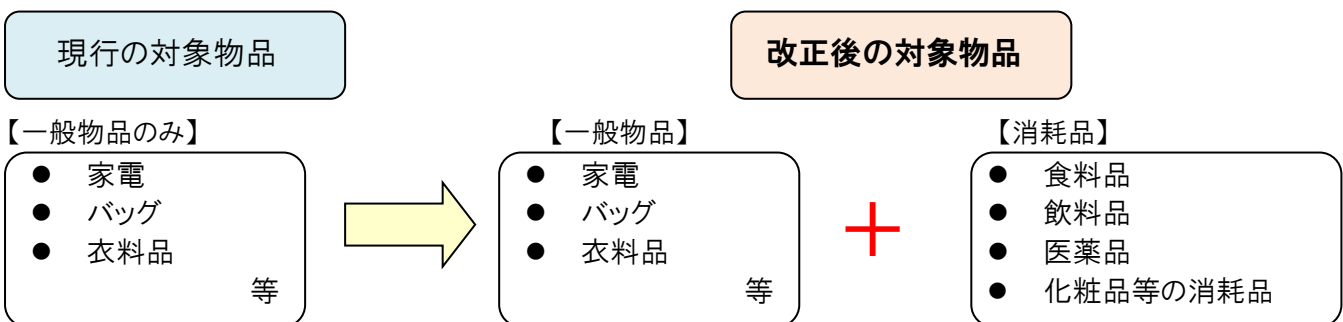
しかし、従来の制度では、その消耗品を免税で販売できず、高まる消費意欲を活かしきれいとは言いえない状況でした。

そこで、増え続ける外国人旅行者の消費意欲を最大限に活かすことで、経済活性化を促し、地域住民が望むより良いまちづくりの基盤となるよう、10月1日から消費税免税制度が改正され、これまで免税対象から除かれていた消耗品を含め、すべての品目が免税対象となりました。

ぜひ、この機会に免税制度をご活用ください。

◆改正のポイント

平成26年10月1日より、免税対象品目が全品目に拡大されました。



※同一の非居住者に対して、同一店舗における一日の販売額が、一般物品については、一万円を超えるもの、消耗品については、5千円を超え、50万円までの範囲内のものが対象になります。

詳細はこちら（北海道運輸局ホームページ）

<https://wwtb.mlit.go.jp/hokkaido/tax-free/index.html>

特定求職者雇用開発助成金のご案内 (北海道労働局)

「特定求職者雇用開発助成金」(特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金)は、平成 27 年 5 月 1 日から、助成額や支給要件の一部を変更します。

今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご留意ください。

助成額の変更 (中小企業事業主) ▶▶▶ 平成 27 年 5 月 1 日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆ 特定就職困難者雇用開発助成金

(太字が変更点)

対象労働者		現 行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	高年齢者(60 歳以上 65 歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1 年(1 年)	60(50)万円	1 年 (1 年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1 年 6 か月 (1 年)	120(50)万円	2 年 (1 年)
	重度障害者等(重度障害者、 45 歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2 年 (1 年 6 か月)	240(100)万円	3 年 (1 年 6 か月)
短時間労働者 ^{※3}	高年齢者 (60 歳以上 65 歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1 年(1 年)	40(30)万円	1 年(1 年)
	障害者	90(30)万円	1 年 6 か月 (1 年)	80(30)万円	2 年(1 年)

◆ 高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

(太字が変更点)

対象労働者	現 行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	90(50)万円	1 年(1 年)	60(50)万円	1 年 (1 年)
短時間労働者 ^{※3}	60(30)万円	1 年(1 年)	40(30)万円	1 年 (1 年)

注：() 内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。(従来と変更はありません。)

※1,2 助成対象期間を 6 か月ごとに区分した期間を支給対象期(第 1 期～第 6 期)といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が、20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。

助成対象外となる基準の追加

平成 27 年 5 月 1 日以降、対象労働者を雇入れる場合

従来から、ハローワークなどの紹介以前に、事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合には助成対象外としていましたが、助成対象外の基準を追加します。

<新たに助成対象外となる基準>

① 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ

雇入れた対象労働者が事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合には助成対象外になります。

② 雇入れ前の3か月を超える実習などの実施

対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、**通算して3か月を超える職業訓練や実習など[※]を行った場合には助成対象外**となります。

また、対象労働者を雇入れた事業所の関連会社で、雇入れ日以前の1年間に、通算して3か月を超える職業訓練や実習などを行った場合にも助成対象外となります。

※ 職場体験、職場実習、就労継続支援事業 B 型など

注：これらの基準に該当しない場合であっても、明らかに職業紹介の前から対象労働者の採用が決定していると判断できる場合には**助成対象外**となります。

短期間で離職した場合の取り扱い

平成 27 年 5 月 1 日以降、対象労働者を雇入れる場合

雇用継続促進の観点から、支給対象期が第1期である場合、支給対象期の初日から起算して1ヵ月以内に対象労働者が離職した場合、本助成金は支給されないこととなりました。

【例】 H27.5.1 入社～H27.6.15 離職の場合

- ① 給与が月末締めの場合・・・支給対象期初日(27.5.1)から1か月を超えている ⇒ 支給可
- ② 給与が毎月15日締めの場合・・・支給対象期初日(27.5.16)から1か月以内に離職 ⇒ **支給不可**
(ちょうど1ヵ月=1ヵ月以内)

支給額の算定方法

平成 27 年 5 月 1 日以降、初回申請[※]する場合

※ 初回申請とは平成 27 年 5 月 1 日以降に第1期支給対象期の申請を行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

<実労働時間に応じた支給額の算定>

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、

- ◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間^{※1}が最低基準^{※2}以上の場合、助成額満額を支給します。
- ◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。

※1 6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間に含みます。

※2 対象労働者区分が「短時間労働者以外」の場合は24時間（30時間の8割）、
「短時間労働者」の場合は16時間（20時間の8割）

詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について (北海道労働局)

地域雇用開発奨励金は、求人が少なく、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用の場を増やした事業主に対して支給される奨励金です。

同意雇用開発促進地域につきましては平成27年4月10日から札幌地域、函館地域、紋別地域、釧路地域が新たに地域指定され、過疎等雇用改善地域につきましては、平成27年4月1日から島牧村、寿都村、黒松内町、蘭越町、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、神恵内村が不該当地域となりました。

指定地域及び奨励金の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆制度概要

事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

◆支給額（1回あたり）について

- ① 50万円～800万円、支給額は、事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分に分かれています。
- ② 設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- ③ 2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- ④ そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワーク窓口へお尋ねください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-738-1056

厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助 成 内 容		助 成 額 () は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり50万円（40万円）★ ② 有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③ 無期→正規：1人当たり30万円（25万円）★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）

<p>②多様な正社員コース</p>	<p>・勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・多様な正社員に転換または直接雇用 正規雇用労働者を ・短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇入れ</p>	<p>① 勤務地・職務限定正社員制度規定・適用 ：1事業所当たり40万円（30万円） ② 有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員 ：1人当たり30万円（25万円）★ ③ 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算（中小企業以外も同額）</p>
<p>③人材育成コース</p>	<p>有期契約労働者等に ・一般職業訓練（Off-JT） ・有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT） ・中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練） （Off-JT） ・育児休業中訓練（Off-JT） を行った場合</p>	<p>●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1人1時間当たり800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円（20万円） 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円（30万円） ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ ●OJT《1人当たり》 実施助成：1人1時間当たり800円（700円）</p>
<p>④処遇改善コース</p>	<p>すべてのまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し2%以上増額★させた場合</p>	<p>① すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり3万円（2万円） ② 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり1.5万円（1万円）★ ③ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算（中小企業以外も同額）★</p>
<p>⑤健康管理コース</p>	<p>有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合</p>	<p>1事業所当たり40万円（30万円）</p>
<p>⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース</p>	<p>有期契約労働者等の 週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合</p>	<p>1人当たり10万円（7.5万円）</p>

◆★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内（北海道労働局）

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800 円(400 円) OJT実施助成：1h 当たり 700 円(400 円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む) 中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
②グローバル人材育成コース		
③中長期的キャリア形成コース		
④熟練技能育成・承継コース	大企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練
⑤若年人材育成コース	中小企業	
⑥育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練（①のアを除く）
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練

○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
		経費助成：1/2（育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3）

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

企業内人材育成推進助成金のご案内（北海道労働局）

「企業内人材育成推進助成金」は、事業主が継続して人材育成に取り組むために、人材育成制度を新たに導入し、その制度を労働者に適用した場合に、一定額を助成します。

◇ 制度の種類

1、教育訓練・職業能力評価制度

従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に実施する制度
[助成額]

制度導入助成：50万円（25万円）

実施助成：5万円（2.5万円）制度を適用した従業員1人当たりの額

2、キャリア・コンサルティング制度

従業員に対するキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用し計画的に実施する制度
[助成額]

制度導入助成：30万円（15万円）

実施助成：5万円（2.5万円）制度を適用した従業員1人当たりの額

従業員をキャリアコンサルタントとして育成した場合に加算

[助成額]

実施助成：15万円（7.5万円）育成した従業員1人当たりの額

3、技能検定合格報奨金制度

技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度

[助成額]

制度導入助成：20万円（10万円）

実施助成：5万円（2.5万円）制度を適用した従業員1人当たりの額

※（ ）内は中小企業以外の助成額

※実施助成は上限10人

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081260.html>

職場定着支援助成金のご案内（北海道労働局）

◎個別企業助成コース

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入など通じて従業員の離職率の低下に取り組む健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主（重点分野関連事業主）に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。また、介護関連事業主の場合は、介護福祉機器を導入した場合も助成の対象となります。

【雇用管理制度助成】

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に制度導入助成（1制度につき10万円）を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（60万円）を支給します。

【介護福祉機器等助成】

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）を支給します。

◎中小企業団体助成コース

健康・環境・農林漁業分野等（以下「重点分野等」といいます。）の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

支給対象となる事業協同組合等の要件

次の①～④のすべてに当てはまる事業協同組合等※1が支給対象になります。

- ① 改善計画※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等であること（以下「認定組合等」といいます）。
- ② 重点分野等の事業を営む中小企業者を構成員として含む認定組合等であること。
（→具体的な産業分類は、下記の「支給対象となる重点分野等の事業一覧」をご覧ください）
- ③ 中小企業労働環境向上事業を行うこと。（下記の「支給対象となる事業」をご覧ください）
- ④ 過去にこの助成金または中小企業人材確保推進事業助成金を受給したことがある場合は、事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過していること。

※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合及びその連合会のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人。

※2 中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合等や中小企業が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画。

支給対象となる事業

◆支給の対象となる中小企業労働環境向上事業とは、次の①から④に該当する1年間の事業をいいます。
◆助成金を受給するためには、①と④の事業を必ず実施し、あわせて②か③のいずれか（または両方）の事業を実施する必要があります。

- ① 計画策定・調査事業（例：構成中小企業者の雇用管理状況の調査）
- ② 安定的雇用確保事業（例：募集・採用ガイドブックの作成配布、合同会社説明会の開催）
- ③ 職場定着事業（例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置及び職業相談の実施）
- ④ モデル事業普及活動事業（例：モデル事業説明会の実施）

支給額

事業の実施に要した費用の3分の2の額を支給します。認定組合等の規模に応じて、1年当たりの限度額があります。また、事業をもう1年延長することができます。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
1年あたりの限度額	1000万円	800万円	600万円

支給対象となる重点分野等の事業一覧

日本標準産業分類	
大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－学術・ 開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量	

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 Tel 011-788-9132

労働移動支援助成金の拡充について

(北海道労働局)

労働移動支援助成金について、受入れ人材育成支援奨励金が拡充され、「早期雇入れ支援コース」が創設されました。平成27年度本予算成立に伴い平成27年4月10日より施行されております。

拡充された内容を含めた、具体的な制度の内容は以下の通りとなっております。

1 再就職支援奨励金

- 再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった、再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。

※再就職援助計画とは、1か月以内に30人以上離職するような、事業規模の縮小等を事業主が行う場合に、事業主に作成が義務付けられているものであり、労働者に対する再就職援助の内容を記載した計画書を作成のうえ、公共職業安定所長の認定を受ける必要があります。なお、離職者の数が30人未満でも任意で作成することが可能です。

- 助成内容の概要は以下のとおりです。

	大企業	中小企業
再就職支援委託開始時	10万円	
再就職実現時	委託費用×1/2－10万円 (委託費用×2/3－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合	委託費用×2/3－10万円 (委託費用×4/5－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合
再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成	(訓練)月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク)3回以上で1万円加算	
対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成	1日当たり4,000円	1日当たり7,000円

2 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援コース）（新設）

- 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援コース）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れを行った事業主に対して助成をするものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。
- 制度が創設された平成27年4月10日以降に雇入れられた方が対象となります。
- 雇用保険の一般被保険者として対象労働者を雇い入れることが必要です。
- 支給対象者1名に対して**30万円**が支給されます。

3 受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援コース）

- 受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援コース）は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③在籍出向から6か月以内に移籍に切り換えることによって受入れるか、その労働者に対して訓練（Off-JT 又は Off-JT と OJT を組み合わせたもの）を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。
- 助成内容の概要は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額（上限30万円）
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円

※以上は要件の概要であり、その他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

業務改善助成金のご案内について

(北海道労働局)

北海道地区での業務改善助成金の概要は次のとおりです。

※詳しくは下記申請先にお問い合わせください。

《要件》

◎	北海道内の中小企業の事業場であり、6ヶ月以上の賃金支払い実績があるもの。
◎	申請前の「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」が時間額748円から799円であること。 (日給や月給は時間額に換算します。) ※北海道最低賃金が改定された場合はその改定額以上799円以下
◎	①「事業場内最低賃金」を40円以上上げるとともに業務改善事業を実施すること。 又は ②10人以上の労働者の賃金を60円以上上げるとともに業務改善事業を実施すること。 ※就業規則に上げ後の賃金額を事業場内最低賃金とすることを定める必要があります。

《助成金》

◎	業務改善経費の2分の1(常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場の場合は4分の3)が助成金として支給されます。 ※下限5万円(企業規模30人以下7万5千円) 上限100万円(上記②の場合はその人数により最大150万円)
---	--

《留意事項》

◆	申請して認可を受けてから、賃金引上げ・業務改善事業を実施してください。その後、引上げ後1ヶ月分の賃金支払い状況と事業実施結果を実績報告書にまとめ提出してください。審査の上、助成金が支払われます。 ※助成金受給後、所定期日までに「状況報告」が必要です。
◆	この助成金の受給は一度限りです。又同様の主旨の他の助成金との併給はできません。
◆	助成金対象経費には通常の事業活動に社会通念上当然に必要な経費は含みません(飲食店の冷蔵庫・美容業の美容機器・倉庫業のフォークリフトの購入経費)。就業規則の作成・改正等の委託費も除かれます。単なる経費削減経費(エコカー購入)、職場環境改善経費(エアコン設置)も含みません。 ※()内は例示 ※業務改善事例集; http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/syousaltusi_1.pdf
◆	一定期間、労働者を解雇したり、賃金時間単価を引下げたり、労働時間短縮又は労働日数の減少により賃金額を減らしたりした場合は、支給されません。
◆	助成金は該当年度の予算がなくなり次第終了となります。申請はお早めをお願いします。
◆	事業場名は、助成金を活用して自主的に賃金を上げた好事例として紹介(公表)されます。
◆	中小企業とは、北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすものです。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階

厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 「賃金課」

TEL 011-709-2311(内線3534) FAX 011-756-0056

※必ず事前にご相談ください。交付要綱は必ずお読みください。様式はホームページからダウンロードできます。

(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin07.html>)

北海道最低賃金のお知らせ

(北海道労働局)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

もう、チェックした！

北海 道 の 最 低 賃 金



地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 748 26. 10. 8発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (円)	特定（産業別）最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 802 26. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 858 26. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 794 26. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 799 26. 12. 4発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
 ・ 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <http://hokkaido-roudoukyoku.jstie.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01.html>

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「全国最低賃金総合電話相談センター」へ ～
 フリーダイヤル0120-311-615（まずは気軽に電話を！）
 詳細は <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

「北海道よろず支援拠点」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターは、北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の委託を受け、昨年度に引き続き、道内7都市にあるセンター本支部内に「北海道よろず支援拠点」を設置します。

北海道よろず支援拠点には、高度な経営支援スキルを有するコーディネーターやサブコーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者に対する経営アドバイザー経営相談及び経営課題解決に向けたサポートを行います。

今年度より、サブコーディネーターを3名増員し、よりきめ細やかな相談やフォローアップができるよう相談体制を強化しています。

◆所在地

- 札幌本部：札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階
- 道南支部：函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内
- 十勝支部：帯広市西3条南9丁目1 帯広商工会議所内
- 釧根支部：釧路市大町1丁目1-1 釧路商工会議所内
- 道北支部：旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター内
- 日胆支部：室蘭市東町4丁目28-1 (公財)室蘭テクノセンター内
- オホーツク支部：北見市北3条東1丁目2 北見商工会議所内

◆窓口開設時間

- 札幌本部 月曜日～金曜日 9:00～17:30 (土日祝日を除く)
- 地域拠点 毎週火曜日 10:00～16:30 (祝日を除く)

◆事業内容

中小企業・小規模事業者に対する経営相談、課題解決に向けた経営サポート等

◆問い合わせ先：

- ・北海道よろず支援拠点 電話 011-232-2407
(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター内) <http://yorozu.hokkaido.jp/>
- ・公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 経営支援 G 加来、立藤 電話 011-232-2402

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

「設備貸与制度」が平成26年度で終了し、これに替わる新制度として、平成27年4月より『小規模企業者等設備貸与事業』を開始します。

事業内容	道内小規模企業者等の付加価値向上に向けた設備導入、および道内で創業を予定する者の創業に必要な設備導入に際し、当該設備を当センターが設備販売業者より取得し、小規模企業者等や創業者に対し、割賦販売あるいはリースする事業。
対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）
従業員規模	従業員50名以下 なお、従業員が21名以上（商業およびサービス業は6名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2000万円以下 ②（利益制限）直近3年間の経常利益が平均3500万円以下 ③（株主制限）発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない

対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で3年から10年（据置1年以内） 機械装置等の耐用年数に応じ3年から10年
		利率	割賦 リース
	償還方法	割賦 リース	月賦又は半年賦 毎月払い
		保証金	割賦 リース
連帯保証人	道内在住者1名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を經由して申込み場合、割賦貸与期間を2年延長できます（10年以内）。		
照会先	（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G （札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F 電話232-2404）		

なお、設備導入資金の半額までを無利息で融資する「設備資金貸付制度」は平成26年度で終了しましたので、併せてご連絡します。

◆問い合わせ先：

・公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 金融支援G 電話 011-232-2404

「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、「北海道6次産業化サポートセンター」を開設しています。サポートセンターでは、6次産業化に関する様々な相談に対応するとともに、農林漁業者等の人材育成を目的とした研修会や販路開拓を目的とした展示交流会を開催します。

◆主な業務内容

- ①農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて6次産業化プランナー等の支援人材を派遣し、事業計画の作成等に対して支援を行う。
- ②農林漁業者等が6次産業化に取り組む際の課題解決等に向けた人材育成研修会を開催する。
- ③農林漁業者と2次、3次産業事業者とのネットワーク構築及び販路開拓等を目的とした展示交流会を開催する。

◆相談受付時間

9：00～17：30（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

◆相談窓口

常設拠点		所在地	連絡先（電話番号）
北海道6次産業化サポートセンター	事務局 本部	札幌本部 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-200-0013 担当：伊槻・国仙・佐藤・須川・森下
	地域事務局	道南支部 〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当：佐々木
		十勝支部 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当：紅葉
		釧根支部 〒085-0847	0154-64-5563

		釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	担当：大森
	道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当：高橋
	日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭リサーチセンター内	0143-47-6410 担当：浜田
	オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当：ト部 <small>うらべ</small>

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG 技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴) ・ホクレン勤務時代に作物育種、機能的食品開発、新事業開発等に携わる。独立後、新作物からエゾシカまで多分野にわたり事業開発等に関する多数の支援実績を有する。 (資格等) 技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
(株)ブルームプラン 代表取締役 国仙 悟志	(業務経歴) ・道内大手百貨店で販売促進及び経営企画等に従事。石油販売会社勤務を経て独立後、小売業・サービス業等でマーケティングを中心にコンサルティングを実施。 (資格等) 中小企業診断士
佐藤 敏雄	(業務経歴) ・乳業メーカー勤務時代、専務として同社の経営再建を主導。同社退職後、食クラスター連携協議体などで食品製造業を中心にコーディネート業務を実施。 (資格等) 衛生管理者
(株)ワイザー総研 代表取締役 須川 清一	(業務経歴) ・農業コンサルタント会社の役員として農業・農村整備事業や地域活性化事業の調査、計画策定業務に従事。独立後、農業、建設業等で経営計画、マーケティングを中心にコンサルティングを実施。 (資格等) 技術士(農業部門・総合技術監理部門)
森下浩税理士事務所 代表 森下 浩	(業務経歴) ・日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。独立後、税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を有する。 (資格等) 税理士、農業経営アドバイザー ほか

※問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部 伊藤、澤村 電話 011-200-0013
北海道農政食品政策課6次産業化推進グループ 上原、佐々木 電話 011-204-5432

「道の表彰・認定企業等を応援する」展示コーナーの開設について (北海道)

本年4月から、道内の中小企業を応援する「表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業」のPRコーナーを新しく開設しています。

このコーナーでは、道の「トライアル新商品」、「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」及び「北海道省エネ・新エネ促進大賞」を受賞等した企業のさらなるステップアップを図るため、受賞商品や取組内容などをパネルで紹介し、商品の販路開拓を応援します。

◆対象企業

- (1) 「新商品トライアル制度」、「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」のいずれかを受賞後3年以内の企業。
- (2) 道との協働による「表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業」のサポート実績のある企業等。

- ◆開設場所
道庁本庁舎 1階道政広報コーナー
- ◆展示期間
原則 2週間以内
- ◆使用料
無料
- ◆パネル展示等を希望する方は、道のポータルサイトをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>
- ◆問い合わせ先
北海道経済部経済企画室
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁本庁舎 8 階
電話番号 : 011-204-5139

「マーケティングアドバイザー」について（北海道）

- ◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。
- ◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。
- ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。
- ◆費用負担：アドバイスを受けること自体は**無料**です。
ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、**東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担**となります。
また、アドバイザーに**自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担**となります。なお、文書や電話、FAX やメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。
- ◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中小企業者等
- ◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel : 011-204-5766（担当：牧野、小椋）

どさんこプラザ・テスト販売品（第3四半期分）の募集について （北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。7月1日から8月20日まで、平成27年10月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件：次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

(2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋は加工食品のみ）

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）

のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：

(1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2)PL（製造物責任）保険に加入していること。

(3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。

(4)指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。

(5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間：7月1日（水）から8月20日（木）まで

◆申込み：「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

※平成26年度から申込に必要な書類を変更しました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：牧野、小椋）

食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

○ 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用いただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）

○ 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

「食の磨き上げ職人」について（北海道）

- ◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。
- ◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。
- ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。
- ◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。
- ◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）
- ◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel：011-204-5766（担当：中田、牧野）

「あじ研北海道」について（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。ぜひご覧ください。

◆掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」

- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

◆掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
 北海道立工業技術センター
 北海道大学 産学連携本部 ほか

◆URL : <http://www.ajiken-h.jp>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ (TEL011-204-5312)

原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

(北海道)

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

- ◆対象者 観光業・輸出等の道内事業者
- ◆相談対応者 道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士
- ◆相談内容
 - ・東京電力への損害賠償申請に関すること
 - ・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか
- ◆参加費 無料
- ◆日程・会場 [相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]
 - 事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合
 - ・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。
 - （ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）
 - 単独での相談会参加を希望する場合
 - ・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市
 - ・会場：後日、個別にお知らせします。
 - （各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。）
- ◆参考事項
 - 東京電力が示している「観光業」の対象業種
 宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、
 観光地での飲食業・小売業
- ◆注意事項
 - 本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。
 - ※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>
- ◆申込・問い合わせ先 北海道経済部 観光局 観光戦略グループ（山崎、近藤）
 TEL : 011-204-5302 FAX : 011-232-4120

「北海道プレミアム旅行券」事業説明会のご案内

【新規】（北海道）

道では、旅行意欲の喚起を図り、地域の消費拡大に繋げるため、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」を活用した北海道プレミアム旅行券を発行することとしました。旅行券は、利用対象を外国人観光客、道外観光客、道民の3種に分けて発行します。

つきましては、本旅行券を利用できる参加施設を広く募集するための事業説明会を開催いたします。多くの事業者の皆様にご登録をご検討いただきたく、是非、事業説明会へのご出席をお願いします。

◆旅行券概要

対象	外国人観光客	道外観光客	道民
使用期間	9月～2月		
割引率	額面：10,000円 販売額：6,000円		額面：10,000円 販売額：8,000円
利用施設	・道内免税店 ・道内観光施設 ※札幌市を除く	・道内宿泊施設 ・道内観光施設	・道内宿泊施設 ・道内観光施設 ※札幌市を除く

◆開催日及び会場

日程	地区名	会場名	住所
6月30日 (火)	札幌(※)	アーバンネット札幌ビル 3F会議室	札幌市中央区北1条西6丁目1-2
7月2日 (木)	函館	ホテル函館ロイヤル 2Fサファイアホール	函館市大森町16番9号
	旭川	旭川グランドホテル 会議室「北斗」	旭川市6条通9丁目
	釧路	ANAクラウンプラザホテル釧路 2F中宴会場「芙蓉」	釧路市錦町3-7
7月3日 (金)	帯広	北海道ホテル 会議室「大雪の間C」	帯広市西7条南19丁目1
	室蘭	ホテルサンルート室蘭 ホール「陽光」	室蘭市中島町2-28-6
	網走	北天の丘あばしり湖鶴雅リゾート 大宴会場	網走市網走市呼人159

(※) 札幌市内の免税店は、本券の利用施設に登録できませんのでご注意ください。

◆説明会概要

時間	内容	備考
13:30	開会	
13:35	事業概要説明	
13:55	参加登録方法について	
14:20	質疑応答	
14:50	免税店登録について	北海道運輸局
15:05	Wi-Fi ルーターの設置について	JSTO 北海道事務局
15:20	質疑応答	
15:30	終了	

◆説明会 参加申込方法

(1) 下記 Web サイトの「参加申し込みフォーム」より申し込み

北海道プレミアム旅行券 参加申込用 Web サイト <http://www.sanka-hokkaido.com/>

(2) 以下の必要事項を記載のうえ、メールにて申し込み

【必要事項】①法人名、②ご住所、③ご連絡先電話番号、④ご出席者氏名（フリガナ）・部署名・役職名、

⑤ご出席者のメールアドレス

【申込先メールアドレス】 uketsuke@sanka-hokkaido.com

◆申込締切

2015年6月25日（火）

◆お問い合わせ先

「北海道プレミアム旅行券」運営事務局（(株)JTB 北海道内）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル 8F

担当：柴田、堀川 TEL：011-272-2251 FAX：011-272-2250

「地域中小企業経営力向上支援事業」のご案内

～中小企業診断士による無料の経営相談をご利用ください～（北海道）

道では、自社の経営に不安や悩みを抱えている中小企業の皆様にご利用いただける無料相談窓口を全道各地に設置し、経営の専門家である中小企業診断士が相談対応する「地域中小企業経営力向上支援事業」を行っております。

相談窓口は全道21地域の金融機関の店舗などに設け、企業の皆様から希望をお伺いして、中小企業診断士による相談実施のための調整をいたします。

中小企業診断士による相談では、経営診断、経営改善に向けたアドバイス、従業員の処遇改善に向けた支援、各種支援策のご提案等、無料でご相談に応じます。

資金繰りのお悩み、売上拡大、人手不足解消など経営力を高めたい中小企業の皆様、どうぞご利用ください。

なお、中小企業診断士による相談を希望される場合には、事前のご予約が必要です。

お近くの相談窓口にお問い合わせいただくか、中小企業診断協会北海道に直接お問い合わせください。

◆事前予約、相談窓口設置箇所などお問い合わせ

一般社団法人中小企業診断協会北海道（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く））

電話 011-231-1377

FAX 011-231-1388

メール do-chusho@shindan-hkd.org/

ホームページ <http://www.shindan-hkd.org>

◆道担当

経済部 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：村上 電話 011-204-5331

「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内

～「電気コスト対策セミナー・個別相談会」の開催について～（北海道）

道では、(株)北海道二十一世紀総合研究所に委託をし、電気料金の値上げにより影響を受ける中小・小規模企業への影響を緩和するため、電気コスト対策アドバイザーを企業に派遣し、節電効果の高い機器の導入や運用方法等をコンサルティングする事業を実施しています。

また、本事業の一環として、本年6～7月に、下記のとおり全道14ヶ所で「電気コスト対策セミナー・個別相談会」を開催いたします。

①個別訪問によるコンサルティングについて（本年11月末まで）

電気コスト対策アドバイザーが、皆様の事業所を訪問し、無料で節電のためのコンサルティング（アドバイス等）を行います。

◆主なコンサルティング内容

- ・節電効果の高い照明・器具の導入の提案
- ・契約の見直し等のアドバイス
- ・省エネ診断を行う専門家の紹介
- ・国や道の取組事例や補助・融資制度の紹介 等

②「電気コスト対策セミナー・個別相談会」の開催について（本年6～7月）

◆プログラム

1. セミナー

「お金のかからない省エネ・節電メニューや取組事例のご紹介」

講師 北電総合設計株式会社 エネルギー部エネルギー技術室室長 篠原伸和氏

2. 個別相談会（希望される企業）

◆開催場所・開催日時（各地域ごとに昼の部と夜の部の2回開催します）

開催地	開催場所	開催日 ※全て平成27年	開催時間 ※各開催地共通
札幌	かでの2・7（5F520会議室） 札幌市中央区北2西7道民活動センタービル	7月24日（金）	○昼の部 ・セミナー 13:30～ 14:30 ・個別相談会 14:30～ 15:30 ○夜の部 ・セミナー 18:30～ 19:30 ・個別相談会 19:30～ 20:30
旭川	旭川市ときわ市民ホール（4F多目的ホール1,2） 旭川市5条通4丁目	7月16日（木）	
函館	函館市勤労者総合福祉センター（サン・リフレ函館） （2F視聴覚室） 函館市大森町2-14	7月21日（火）	
釧路	釧路市生涯学習センター（まなぼつと幣舞） （2F会議室802,803号室） 釧路市幣舞町4-28	7月29日（水）	
帯広	とかちプラザ（4F講習室401） 帯広市西4条南13-1	7月9日（木）	
苫小牧	苫小牧市民会館（2F206号室） 苫小牧市旭町3-2-2	6月25日（木）	
北見	北見市民会館（1F会議室1号室） 北見市常磐町2-1-10	7月1日（水）	
小樽	小樽市民センター（3F研修室） 小樽市色内2-13-5	6月30日（火）	
岩見沢	岩見沢市民会館（1F多目的室2） 岩見沢市9条西4丁目1-1	6月23日（火）	
留萌	中央公民館（2F研修C室） 留萌市見晴町2-27	7月14日（火）	
新ひだか	新ひだか公民館（集会室） 新ひだか町静内古川町1-1-2	7月7日（火）	

◆**申込み方法**

セミナーや個別相談会への参加を希望される方は、事前の申込みが必要です。

道庁の下記ホームページにある申込書に必要事項を記載の上、事業受託先の（株）北海道二十一世紀総合研究所にファックスで申込みができます。

（ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/keieikakusin/denki-cost.htm>

◆**電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業（セミナー・個別相談会）に関するお問い合わせ先**

株式会社北海道二十一世紀総合研究所（事業受託先）

電話：011-221-0802

FAX：011-231-3143

担当：菊地、藤田、石出、泰永、西谷

◆**道担当**

経済部 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：尾崎 電話 011-204-5331

**コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内
（北海道）**

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、急激な円安に伴う原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の再値上げなど、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意しています。

また、保証付きで融資を受ける場合に必要となる保証料を一部補助し、中小企業者の皆さまの皆さまの資金繰りを支援いたします。

資金名	原料等高騰対策特別資金	景気変動対策特別貸付
融資対象	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等
資金使途	①運転資金 ②設備資金	事業資金（運転資金・設備資金）
融資金額	1億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.4%、5年以内 1.6%、 7年以内 年1.8%、10年以内 2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、金利とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。 (経営状況に応じ、年0.40～1.71%) ※対象2資金については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されております。 (上記は割引適用後の保証料率)	
補助制度	保証付きで融資を受ける方が、信用保証協会に支払う保証料に対して、道が保証料総額の3分の1を補助します。	

◆ 融資・補助に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

【 景気変動特別対策貸付 】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/keikihendo.htm>

【原料等高騰対策特別資金】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/genryo.htm>

【信用保証料の補助制度】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/hoshouryouho.jo.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

人手不足に対応する融資制度のご案内（北海道）

道では、中小企業総合振興資金に次の資金メニューを用意し、人手不足の影響により、人件費の高騰などへの対応や省力化設備の導入など、経営の効率化に取り組む中小企業者の方々の資金繰りを支援しています。

資金名	景気変動対策特別貸付	ステップアップ貸付
資金のポイント	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。	設備の近代化、省力化などにより、経営の効率化などを図ろうとする場合に、利用できます。
融資対象	(1) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (2) 最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している中小企業者等 (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (4) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取り組み、設備の近代化による経営の効率化等を図ろうとする計画（ステップアップ計画）を推進しようとする中小企業者等
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	事業資金（運転資金・設備資金）
融資金額	5,000万円以内	融資対象 8,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.6% 5年以内 年1.8% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.2% 《変動金利》 年1.6% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内（北海道）

道では、消費税率の引き上げや人件費の上昇、急激な円安に伴う原材料価格の高騰に加え、平成26年11月からの電気料金の再値上げ等、様々なコストアップの影響により厳しい経営環境に置かれている中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を設置しています。

◆設置場所：北海道経済部 地域経済局 中小企業課内
 総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課内
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所内

◆受付時間：平日8時45分から17時30分まで

◆詳細については、こちらのウェブページをご覧ください。

【コストアップ対策経営・金融特別相談室】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/costupsoudanshitu.htm>

耐震診断・改修に対応する融資制度のご案内（北海道）

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断及びその結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

制度創設

平成27年4月から新たに、法定耐震診断の結果を受けて大規模建築物の耐震改修に取り組む事業者を対象とした「耐震改修対策特別貸付」を創設しました。

■制度の概要

資金名	【耐震診断対応】セーフティネット貸付 (関係分のみ掲載)	【耐震改修対応】耐震改修対策特別貸付
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者（観光施設の場合は大企業も対象となります。）	
資金使途	運転資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断費用)	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	1億円以内	16億円以内
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 20年以内 年1.9% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が 600 万円以下の方）
○非正規労働者の方（前年の総所得が 600 万円以下の方）
○2年間で通算 12 ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が 600 万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金用途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120 万円以内
非正規労働者の方 120 万円以内
季節労働者の方 120 万円以内
離職者の方 100 万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのウェブページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「中小企業 後継者対策支援事業」のご案内

～「中小企業経営改善セミナー」の開催について～（北海道）

道では、地域の中小企業の事業承継や後継者対策を円滑に進めることで、中小企業の経営改善や経営の安定に繋げることを目的として、現在、「中小企業 後継者対策支援事業」を実施しています。

その一環として、「後継者への承継は何をすればよいのか?」「他の企業はどのような承継を行っているのか?」などの声に、具体的なアドバイスを送る場として、道内14ヶ所で「中小企業経営改善セミナー」を開催しています。

是非、この機会に事業承継に悩みを抱える経営者の皆さんや企業の経営資源を引き継ぎ、起業の夢を実現したい起業希望者の皆さんは参加してみたいかがですか。

- ◆「中小企業 後継者対策支援事業」の概要
 - ① 事業承継の支援ニーズの把握などを目的とした「アンケート調査」の実施。
 - ② 中小企業経営改善セミナーの開催。
 - ③ 北海道事業引継ぎ支援センターなどとの連携による個別相談の実施。
 - ④ 創業希望者のデータベースの構築。
- ◆事業受託者
株式会社 帝国データバンク 札幌支店（札幌市中央区南2条西9丁目1-17）

◆「中小企業経営改善セミナー」開催日程

開催日時	振興局名	開催会場名
7/9 (木) 14時～17時	日高	日高振興局 4階講堂 (浦河町)
7/16 (木) 14時～17時	胆振	室蘭市文化センター 中会議室 (室蘭市)

◆中小企業経営改善セミナーに関するお問い合わせ先

事業受託者あてお問い合わせ願います。

株式会社 帝国データバンク 後継者対策支援事業セミナー運営事務局

電話 011-272-3033 担当：中島・渡辺

◆道担当

経済部 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：三宅 電話 011-204-5331

2015年度米国食品安全強化法セミナーのご案内

～米国食品安全強化法入門～

【新規】(主催：JETRO、協力：北海道)

ジェトロ北海道では、米国食品安全強化法（FSMA）セミナーを開催予定です。FSMAは、2015年後半以降に規則が最終化され法律が義務化される予定です。米国の輸入者だけでなく、米国に輸出を行う食品を取り扱う企業はもとより幅広い関係者の対応が必要となることが必至と見込まれています。

本セミナーでは米国向け食品輸出に関わる規制、特に米国食品安全強化法の概要について説明するとともに、最大の食品消費市場である米国の市場の魅力について解説します。

みなさまのご参加をお待ちしております。参加料は無料です。

◆日時 平成27年7月15日(水) 14時00分～16時00分(13時30分より受付開始)

◆場所 北海道経済センタービル 8階 Bホール

(住所：札幌市中央区北1条西2丁目 TEL：011-261-7434)

◆主催 ジェトロ北海道

◆協力 経済産業省北海道経済産業局、農林水産省北海道農政事務所、北海道、札幌市、札幌商工会議所、北海道国際ビジネスセンター、中小企業海外展開支援北海道会議

◆定員 80名(先着順)

◆参加費 無料

◆締切 平成27年7月10日(金)

◆内容 14:00～14:10 主催者による説明

14:10～15:30 講演：「米国食品安全強化法等米国の輸入規制および米国市場について(仮)」

講師：日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部 主査 長谷川 直行

(途中、休憩およびアンケート記入時間20分程度含む)

15:30～15:40 講演：「農林水産省におけるFSMAへの取組(仮)」

講師：農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ 調査官 丸尾 英二氏

15:40～16:00 質疑応答

◆申込・問い合わせ先

ジェトロ北海道(担当：瀬川、中村、小谷)

Tel：011-261-7434 Fax：011-221-0973 E-mail：sap@jetro.go.jp

平成27年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の受賞候補者の推薦について

【新規】（北海道）

道では、科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、本道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった方等に、知事表彰として、北海道科学技術賞等を贈呈しています。

北海道科学技術賞は、昭和35年度以来毎年行われており、平成26年度までに144名、13団体、6グループを表彰しています。

また、平成25年度より新たに北海道科学技術奨励賞が創設され、平成26年度は5名の若手研究者の方を表彰しました。

つきましては、男女を問わず、様々な分野の候補者を更に幅広く求めるため、受賞候補者として適切な個人又は団体がありましたら、ご推薦くださいますようお願いいたします。

◆対象者

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なものであって、下記のいずれかに該当するもの。

(1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など経済社会の発展振興に寄与したもの

(2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの

(3) その他本道における科学技術の振興施策の推進に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者（平成27年4月1日時点で満45歳未満の方）を対象とする。

◆要項等 下記HPにてダウンロードできます。（『北海道科学技術賞』で検索）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H27kagisyotou_suisen.htm

◆お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 科学技術振興グループ（担当：八木）

電話 011-206-5126 FAX: 011-232-1063

北大ビジネス・スプリングのご紹介について（入居者募集中）

【新規】（北海道）

北大ビジネス・スプリングでは、新事業の創出・育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、大学・研究機関が持つ地域の知的資源を有効に活用し、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者の皆様のビジネスを強力にサポートしています。

◆入居対象者

大学等の研究成果を活用して事業化を目指す方（個人、法人／業種制限なし）

◆インキュベーション・マネージャーによる支援

入居者の課題に適切なアドバイス、的確な支援策をコーディネートし、事業化達成のため、入居者とともに課題を解決していきます。

◆充実した施設

居室はウエットラボ仕様で2タイプ（25㎡・50㎡）の全31室。24時間365日利用可能。共用の会議室や商談室の利用は無料。このほか、駐車場、少量危険物貯蔵倉庫も完備（有料、利用要件あり）。

◆賃料及び入居期間

賃料は、3,240円/㎡・月（共益費・税込）。北海道と札幌市から合わせて最大で4割の補助が受けられます（一定要件あり、居室の使用形態や入居年数により異なります）。入居期間は5年間（再契約可能）。

◆その他

北海道大学の最先端研究機器（オープンファシリティー）や文献検索システム（HINES）、（地独）北海道立総合研究機構の研究機器等が利用できます（一部有料、利用要件あり）。

◆詳細については、下記URLをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/>

平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します

【新規】（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、食品加工や機械金属などのものづくり分野で、特色ある技術や製品が発表され、106件を表彰しています。

今年度におきましても、次のとおり実施することとし、全道から幅広く募集します。

【表彰対象】

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品（その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。）

【表彰の種類】

(1) 表彰は次の2部門とします。

- ア ものづくり部門
- イ 食品部門

(2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、知事から表彰状及び記念品を贈呈します。

- ア 大賞 1件（応募のあった中で、特に優れたもの）
- イ 優秀賞 2件程度（応募のあった中で、優れたもの）

【応募資格】

(1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人（中小企業者、農林漁業者を除く）。

(2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

【応募方法】

関係団体等（市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関）からの推薦、または自薦によるものとします。

(1) 提出書類

「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。

(2) 提出期限

平成27年7月31日（金）（※郵送の場合は当日消印有効）

(3) 提出先及びお問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ（担当：三浦）

電話 011-206-6478 FAX：011-232-1063

※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H27shinseihinkaihatsushou.htm>

【選考方法】

学識経験者等で構成する「北海道新技術・新製品開発賞 選考委員会」において選考します。

【受賞者の決定】

平成27年10月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

【表彰式】

平成27年10月に表彰式を実施する予定です。

また、受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会（ビジネスEXPO）」において展示ブースを設け、広くPRを図ります。

※北海道技術・ビジネス交流会

〔日 時〕平成27年11月5日（木）6日（金）

〔会 場〕アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目）

（北海道技術・ビジネス交流会については、下記ホームページをご覧ください。）

<http://www.business-expo.jp/>

「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について

（北海道労働局・北海道）

道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、「北海道ビジネスサポート・ハローワーク（北海道労働局設置）」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- ◆所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- ◆営業時間 月曜日～金曜日 9：00～17：30（土日祝日を除く）
- ◆事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆問い合わせ先：

- ・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話 011-200-1622
http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html
- ・北海道 経済部労働政策局 雇用労政課 労働企画グループ 電話 011-204-5353

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受けて推進しています。

プロジェクト事業を運営する北海道産業雇用創造協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に道内に居住する求職者を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として3人以上雇い入れる場合、第1回目の支給に限り対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給（特例支給）されます。

- ◆計画期限 平成28年3月31日まで
- ◆対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域以外の地域を含む）
- ◆指定業種 食と自動車産業を主体としたものづくり分野に関連する次のもの

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業（道産食材等を活用した医薬品・化粧品¹の製造を含む）、木材・木製品製造業（家具を除く）、倉庫業、その他の事業サービス業（コールセンター業に限る）、食料品製造業、農業（植物工場・食の6次産業化に限る）、林業（食の6次産業化に限る）、漁業（食の6次産業化に限る）、水産養殖業（食の6次産業化に限る）、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、一部の飲食店 ※下線部分はH27.4～

◆問い合わせ先

（実際に対象となるかどうか、詳細はお問い合わせください）

北海道産業雇用創造協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：成田、竹中、橋本）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL:011-231-4111（内線26-766） FAX:011-232-1038

【HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

労働相談のご案内

（北海道）

道では、労働相談ホットラインにより、各種労働相談をお受けしています。

相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

労働問題に精通した社会保険労務士が相談をお受けしています。

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります（フリーダイヤル））
- ◆受付時間 月～金曜（祝日を除く）午後5時～午後8時、土曜（祝日を除く）午後1時～午後4時
- ◆労働相談 上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電話または面談により相談をお受けしています。

[受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分まで]

- ◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています

《育児や介護などの家庭と仕事の両立を支援する企業の登録》（北海道）

道では、育児や介護などの家庭と仕事の両立できる制度など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みを促進する「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を創設し、登録企業を募集しています。

◆対象となる企業

北海道内に事業所を有する従業員1人以上雇用する法人又は個人（国及び地方公共団体を除く）。

◆対象となる要件（取組）

- ① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省北海道労働局に届出して同計画を実践していること。
- ② 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号））に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- ③ 一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

◆登録企業には次の優遇措置があります

- ① 北海道のホームページ等によるPR
- ② 北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用
- ③ 北海道の中小企業制度融資の利用
- ④ 商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用
- ⑤ 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
- ⑥ 北海道の物品購入等の発注の際の優遇
- ⑦ 北海道両立支援推進企業表彰

詳細については、下記のURLをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/ryouritutup.htm>

【問い合わせ先】 北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ（電話：011-204-5354）



「両立支援促進・就業環境アドバイザー」の派遣について

【新規】（北海道）

道では、仕事と家庭両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。

仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

◆対象となる企業

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、

非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
(4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

◆アドバイザーの派遣

1申請者につき、年度内原則2回まで（セミナー等の講師の派遣は、1申請者につき1回限り）

◆募集期間及び募集数

- ・募集期間：平成27年6月22日（月）～（予定企業数が集まり次第、募集を終了します。）
- ・募集数：12企業（先着順）

◆アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザー派遣に係る費用は道で負担します。）

※ 募集期間、申込方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】 北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ（電話：011-204-5354）

『自動車関連産業人材育成事業』について（北海道）

◆概要：道では、自動車関連産業への参入や取引拡大を図るため、地場企業が行う人材育成をお手伝いしています。地場企業の研修ニーズを把握し、研修カリキュラムを作成、産業支援機関等の調整を行い研修を実施します。

◆対象：自動車関連産業への参入・取引拡大を目指す地場企業の従業員（在職者）

◆実施場所：高等技術専門学院又は事業所等で行います。

◆講習時間数：1研修当たり12時間以上（4日×3時間、標準）

◆定員：5人以上（1社でも可）

◆受講料：一人当たり1万円（テキスト代、資材費等含む）

◆研修内容

研修分野	内 容
全 般	品質管理 / QC活動等
機械系	機械加工分野 / 汎用機械等、機械設計 / CAD応用技術、測定分野 / 各種測定法等、機械保全分野等
金属系	各種溶接技法 / ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接等
電機系	電気工学基礎 / 電気理論、関連法規 / 制御系分野 / PLC（シーケンス制御）、電気保全分野等

◆問い合わせ先：北海道 経済部 労働政策局 人材育成課 産業人材グループ
担当：中村

Tel：011-204-5098

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/zidousya.htm>

能力開発セミナー（7-8月開講予定）のご案内（北海道）

◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

(7-8月開講)													
技 専 名	訓練科目	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期			訓練期間		定員
				内	外	昼	夜				日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H27.7.4	～	H27.7.5	2	12	10
	消防設備科①	消防設備法令	札幌市	○		○		H27.7.9	～	H27.7.10	2	14	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	自動車整備科	三級シャシ	稚内市		○		○	H27.7.13	～	H27.9.15	41	134	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	鉄工技術科	技能検定受験対策	北見市		○		○	H27.7.2	～	H27.7.23	7	14	16
	1級管工事科	施工管理技士受験対策	北見市	○			○	H27.7.6	～	H27.8.31	15	30	15
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H27.7.24	～	H27.9.29	15	30	10
	パソコン基礎科Ⅱ	表計算受験対策	遠軽町		○		○	H27.8.19	～	H27.9.9	10	30	10
	2級管工事科	施工管理技士受験対策	網走市		○		○	H27.8.19	～	H27.10.7	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	H27.8.31	～	H27.9.18	15	30	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	整備積算科	整備見積基礎	帯広市		○	○		H27.8.1	～	H27.9.5	2	12	50
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	建設工事科	コンクリート診断士試験対策	釧路市	○		○		H27.7.9	～	H27.7.10	2	12	40

「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！

【新規】（北海道）

環境保全に貢献している事業所等を道が認定する「北海道グリーン・ビズ認定制度」。今年度の認定事業所を次のとおり募集しますので、環境配慮に取り組んでおられる事業者の皆様は、ぜひご応募ください。

道は、環境配慮に取り組む事業者の皆さんを、どんどん応援していきます！

◆北海道グリーン・ビズ認定制度とは

環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を認定（一部登録）する道独自の制度。3部門から構成されており、「創意あふれる取組部門」と「先進的な取組部門」の2部門は、年に一度、事業者からの応募を募り、審査委員会による審査を経て知事が認定する。「優良な取組部門」は、環境配慮に取り組む事業者を広く登録するもので、パソコン等で簡易に登録することができる（随時受付）。

◆今回募集する認定部門

「創意あふれる取組部門」

「先進的な取組部門」

◆認定のメリット

- ・金融機関での融資や私募債発行の際の優遇金利
- ・認定シンボルマークの使用
- ・道のホームページ等でのPR など

◆募集メチ

平成27年7月31日（金）※必着

◆認定証授与式

道庁赤れんが庁舎において、認定証授与式を開催（12月頃を予定）

◆昨年度の認定事業者 ※敬称略

サンフロア工業(株)（岩見沢市）、(株)ビオフィレックス（江差町）、大澤産業(株)（当別町）

◆ホームページ

応募方法等の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm

◆お問い合わせ先

環境生活部環境局環境推進課環境戦略推進グループ

電話：011-204-5188（直通）